

令和4年第11回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月7日(月) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 浜玉市民センター 1階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
5番 宮原敏久	6番 山添 明	7番 川添哲也
8番 三塩政廣	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	15番 松本耕一	16番 峯 直子
17番 吉田 哲	19番 阿部 太	
4. 欠席委員

4番 脇山祐治	9番 内山敏彦	14番 峯 政敬
18番 宮崎隆広		
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第62号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第63号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第64号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第65号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第66号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長 定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に、議席番号4番脇山祐治委員、9番内山敏彦委員、14番峯政敬委員、18番宮崎隆広委員、4名から会長宛てに欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長から挨拶よろしくをお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それでは、ただいまより令和4年第11回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に議席番号8番三塩政廣委員、議席番号11番井上順一委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について3件、議案第63号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第64号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第65号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について13件、議案第66号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について4件、計31件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の

所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第62号から第66号までの5議案31件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第62号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は280平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速や

かに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南、東、西側は既存コンクリートブロックを利用し、北側は新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内新設の排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設の排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。11月の5日に現地調査をいたしまして、ここは〇〇〇〇〇のすぐ下で、畑というよりも何も作ってないような所でございます。皆さん何も問題はないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は712平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大3メートルの盛土、1メートルの切土を行い、整地し、周囲にはフェンスを設置し、南側道路より出入

口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも11月の5日に現地調査をいたしました。すぐ横にはもう太陽光の設備ができておりまして、その続きに下にできるということで、周りにはもう農地はなくて、皆さんも何も問題はないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,389平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定契約書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大5メートルの盛土、5.7メートルの切土を行い、整地し、周囲にはフェンスを設置、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出さ

れています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは、さっきの2番の続きでして、隣り合わせです。ということで皆さん何も問題ないということでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第63号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,143平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の10ページから12ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路）占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土、0.76メートルの切土を行い、整地し、北側にはL型擁壁、南側には縁石およびU字側溝を設置、西側にはコンクリートブロックを新設し、東側にもL型擁壁を設置、周囲にはガードパイプを設置し、北側道路から出入口とする計画です。排水については雨水のみで、新設の排水設備を介して南側の水路へ放流する計画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

17番吉田です。ここは〇〇から〇〇〇〇〇のほうに道ができて、その時の工事によってこの周りの水田が全部今荒れ地というか、休耕田になっておりまして、その中の一部

でございます。周りには農地はございませんので、何も問題ないということでございました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は413平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、賃貸住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の13ページから15ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写しおよび融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発

掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土を行い、整地し、北、西、南側にはコンクリートブロックを新設し、セットバックを施した東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の排水設備を介して西側の道路側溝へ放流、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも〇〇の町中にある畑でして、周りは全部宅地になっておりますので、問題はなかろうということでした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題と

します。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で2,029平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の16ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、令和5年3月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水については雨水のみで、自然地下浸透および越流分は南側水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

宮原敏久委員

はい。5番宮原です。11月の2日に調査会のほうで確認

のほうをいたしております。場所は、〇〇〇〇がある地域であります。この方が（転用事情の詳細）…ということでの申請となっております。全員異議はないということですが、皆さんの審議をよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、議案第 6 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 4 ページ、整理番号 8 番までの 8 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計 8 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 4 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満

たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。)」はい。川添委員。

川添哲也委員 7番川添です。異議ではないんですけども、ちょっと教えてください。例えば1番の233平米となっておりますが、畑2筆で1,149平米というのは、あと1筆あるということなんでしょうか。合計が1,149平米ということでしょうか。

議長 はい。事務局。

農地係・橋本 説明させていただきます。川添委員さんがおっしゃったとおり、合計が1,149平米、〇〇〇の〇という地番の分が233平米で、もう1筆ございます。以上です。

川添哲也委員 もう1つのほうが面積が大きいような気がするんですけども、この面積を書かれたというのは、何か理由があるんですか。

農地係・橋本 はい。申請の地番の順番でこちらを選んでおります。今までも、ほかの案件もそうなんですけれども、そのようなルールで記載をしております。

川添哲也委員 わかりました。

議長 ほかの方はございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

意見がないようでございますので、異議なしと認め、質疑

を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。皆さんお疲れのようでございますので、ここで15分休憩をとりたいと思います。3時25分から再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

15時10分 休憩

15時25分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 時間がまいりましたので、会議を再開いたします。議案集5ページ、議案第65号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）整理番号1番を議題とします。この案件につきましては、議席番号13番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定です。面積は、合計で7,101平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせします。議案集5ページ、整理番号1番につきましては、原案どおり可決をしましたのでお知らせします。次に整理番号2番から議案集7ページ、整理番号13番までの12件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で49,345平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 66 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 9 ページ、整理番号 4 番までの 4 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件について、農用地配分計画によらず、受け手に権

利の決定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなります。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で21,609平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第62号3件、議案第63号3件、議案第64号8件、議案第65号13件、議案第66号4件、計5議案31件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん長時間のご審議をいただきまして、ありがとうございました。